

令和5年9月12日

第3回定例会議案

(別冊2)

厚真町議会

報告第1号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和5年9月12日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

令和5年8月28日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所管事務調査報告書

令和5年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る7月31日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 特別支援学級の子どもの数の推移と対応について
- ② 不登校・別室登校の子どもの数の推移と対応について
- ③ いじめ対策について
- ④ 小中一貫教育の実施について

2 主な説明内容

1. 特別支援学級の子どもの数の推移と対応について

特別支援学級とは、平成 18 年 3 月の学校教育法等の改正により、平成 19 年から特別支援教育の実施により、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障がいによる学習又は生活の困難を克服するための教育を行う学級で、通常の学級とは異なり、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を行うため障がい種別に学級が編成される。

通常の学級は、学年ごとに分かれ、各学級は同学年の児童生徒で構成されるが、特別支援学級では障害種別ごとに知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の 7 種類があり、学級に異なる学年の児童生徒が在籍することになる。

(1) 小学校の児童数と特別支援学級在籍者の推移 ※()は特別支援学級で内数

厚真中央小学校

単位：人

年度	児童数	学級の種類						
		知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
H26	146(11)	1	8	1	1	0	0	0
H27	139(10)	1	7	1	1	0	0	0
H28	142(7)	3	2	1	1	0	0	0
H29	153(6)	2	2	1	1	0	0	0
H30	155(8)	3	2	2	1	0	0	0
R元	149(10)	4	3	1	1	0	1	0
R2	149(11)	3	6	0	1	0	1	0
R3	142(13)	4	8	0	0	0	1	0
R4	147(16)	7	8	0	0	0	1	0
R5	134(20)	7	13	0	0	0	0	0

上厚真小学校

単位：人

年度	児童数	学級の種類						
		知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
H26	75(2)	2	0	0	0	0	0	0
H27	83(2)	0	0	2	0	0	0	0
H28	87(2)	0	1	1	0	0	0	0
H29	96(2)	0	1	1	0	0	0	0
H30	94(2)	0	1	1	0	0	0	0
R元	88(5)	2	2	1	0	0	0	0
R2	94(5)	3	1	1	0	0	0	0
R3	92(5)	3	1	0	0	0	1	0
R4	89(6)	2	3	0	0	0	1	0
R5	78(6)	3	3	0	0	0	0	0

(2) 中学校の児童数と特別支援学級在籍者の推移 ※()は特別支援学級で内数

厚真中学校

単位：人

年度	生徒数	知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
H26	55	0	0	0	0	0	0	0
H27	59(4)	1	2	0	1	0	0	0
H28	63(3)	1	3	0	1	0	0	0
H29	67(6)	2	3	0	1	0	0	0
H30	66(3)	1	2	0	0	0	0	0
R元	75(3)	1	1	0	1	0	0	0
R2	78(2)	1	0	0	1	0	0	0
R3	75(2)	1	0	0	5	0	0	0
R4	67(2)	1	1	0	0	0	0	0
R5	74(3)	1	1	0	0	0	1	0

厚南中学校

単位：人

年度	生徒数	知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	難聴	弱視	病弱	言語
H26	34	0	0	0	0	0	0	0
H27	36(1)	0	1	0	0	0	0	0
H28	36(1)	0	1	0	0	0	0	0
H29	40(1)	0	1	0	0	0	0	0
H30	41	0	0	0	0	0	0	0
R元	45	0	0	0	0	0	0	0
R2	41(1)	0	1	0	0	0	0	0
R3	43(2)	0	2	0	0	0	0	0
R4	38(3)	1	2	0	0	0	0	0
R5	50(5)	1	3	0	0	0	1	0

(3) 小中学校の過去10年間の対応について

全国的に特別支援学級在籍者が増加傾向にあり、特別支援学級について広く認知されている。

町内小中学校の(1)、(2)の児童数と特別支援学級在籍者数も、町内小中学校で一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな対応を求めて、保護者が特別支援学級を選択するようになったことで増加傾向にある。

今後も「その子自身にとって最もふさわしい教育を行う」という視点にたち専門家の意見を聴いたうえで、総合的かつ慎重に就学先が決定される。

1. 不登校児童生徒数の推移

(1) 厚真町の不登校児童生徒数の推移

単位：人

年度	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
小学校	0	0	3	2	1
中学校	1	1	3	4	3
計	1	1	6	6	4

※「不登校児童生徒」とは、文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」としている。

不登校の要因として

年度	主な要因
H30	家庭に係る状況
R元	学業の不振、生活のリズムの乱れ、無気力・不安
R2	教職員との関係をめぐる問題、学業の不振、親子の関わり方 家庭内の不和、無気力・不安
R3	親子の関わり方、無気力・不安
R4	学業の不振、親子の関わり方、無気力・不安

(2) 不登校児童生徒への対応について

不登校児童生徒への支援の在り方については、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日）に基づき、「児童生徒理解・教育支援シート」を活用し把握し対応している。

1 厚真町いじめ防止基本方針

町及び教育委員会は、子どもの尊厳を保持し、子供たちがお互いの違いを認め合い、支えながら、子どもが安心して生活し、健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域住民、関係機関との連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などの対策を総合的に推進するために、国や道の指針を参考に平成27年4月に「厚真町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取り組みを行なっております。

また、いじめによる重大事態が発生した場合には、令和4年10月に道教委が示した、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の指針に準じ、対応を行います。

2 町内小中学校でのいじめ件数（認知）

(人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
厚真中央小	2	3	0	0	5
上厚真小	1	7	8	0	11
厚真中	2	9	3	1	4
厚南中	1	3	0	0	3
計	6	22	11	1	23

※いじめの把握のためのアンケート調査より

3 いじめの主な内容

- (1) 冷やかしやからかい、悪口、暴言。
- (2) 仲間はずれ、無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

4 いじめの対応

各学校では、学校内組織を中心に、いじめ再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行っています。

5 教育委員会と学校の連携

いじめ事案が発生した場合には、学校長の判断の下、「学校いじめ対策組織」を中心に、早期対応に努め、被害・加害保護者への支援、助言が重要であり、また教育委員会へ報告し、関係機関が連携していじめに対処しています。

1 厚真町小中一貫教育の実施状況について

(1) 厚真町における小中一貫教育について

本町では平成29年度に小中一貫教育の実施を見越して中学校区毎に学校運営協議会を設置するとともに、先進地の視察を行いながら準備を進め、平成31年度から本格的に小中一貫教育をスタートしました。

また、学力向上や英語教育など個別化した組織を整理統合し、教職員の負担を軽減させる働き方改革の推進と、小・中学校の指導過程の一貫性を重視した「厚真スタイル」授業の実施や、厚真町の豊かな教育資源を活かしたふるさと教育の充実など、教育の質的向上を一体的に進めるために、本町立学校のすべての教職員を所員とした厚真町教育研究所を令和3年度に設置しました。

このような背景をもとに、本町の小中一貫教育が目指す子ども像「厚真の未来を語る子」の実現のため、これからの社会を他者と協働して積極的に形成する「つなぐ力」と、未知の状況にも適切に対応し、様々な課題を解決して自らの人生や社会に活かす「拓く力」を育み、厚真の未来、そして自分の将来を力強く語り、あらゆる困難を乗り越え、たくましく未来を生きる子どもたちの育成をねらいとして進めています。

(2) 厚真町小中一貫教育の4つの柱について

重点コンピテンシーである「つなぐ力」と「拓く力」を身に付け、目指す子ども像である「厚真の未来を語る子」を育成するため、ふるさと教育、授業づくり、英語教育、特別支援教育を4つの柱として小中一貫教育の具体的な取組を展開しています。

① ふるさと教育

ふるさとについて学ぶ機会を通して、情報の収集や整理、課題の探究、解決方法の検討、提案・発信などについて実践的に理解を深めます。厚真町の自然、歴史、文化、産業、福祉、防災等の領域を小・中学校のつながりの中で系統化し、発達段階に応じた課題設定を行います。

具体的な地域課題の解決策や地域振興策の提言、発信、実践を目指し、必要に応じて震災からの復興や地域貢献の視点を加味します。

a ふるさと教育全体計画の作成

平成31年度からそれぞれの地区において「ふるさと教育全体計画」の作成を開始し、令和3年度から本格的に実施しています。全体計画は

本町の豊かな教育資源を活かし、9年間の系統性をもたせるとともに体験的、探究的、教科横断的な学習となるものに行っています。また、本町教育委員会に「ふるさと教育推進コーディネーター」を令和3年度から配属し、事業者への体験学習先を学校に代わって斡旋したり、新たな協力先となる事業者を発掘したりしています。

b 体験的な学び・探究的な学習・教科横断的な学習の実施

「つなぐ力（人間関係形成・社会形成能力）」、「拓く力（課題対応能力）」の育成を目指し、ふるさと教育では体験的な学び、探究的な学習、教科横断的な学習を実施しています。サーフィンや田植えなど、厚真町ならではの体験的な学びを通してふるさとへの誇りと愛着の育成を図るとともに、活動を通して問いを見出し、情報を整理・分析して、まとめ・表現する探究的な学習にもつなげています。さらに教科横断的な視点を持ち、各教科等との関連を明確にしてつなぐ力、拓く力の確実な育成を目指しています。

c ふるさと教育における「15歳の姿」の深化

「15歳の姿はどうあるべきか」。ふるさと教育での義務教育最後となる中学3年の実践イメージの共有を重視しています。厚真中学校第3学年では「ATSUMA PRIDE PROJECT」として外部委託講師の指導の下、本町の事業者の魅力伝える動画を作成してSNS上にアップし、フォロワー数を分析するなど、SNS発信を通して厚真の未来を考えました。後日、事業者を招き、パネルディスカッション形式で厚真の未来について語り合う機会としました。厚南中学校第3学年では、事業者への取材や動画作成を通じて厚真の魅力を再確認し、同じく町長や教育長、事業者を招き、自分たちが描く厚真の未来を伝えるとともに、座談会形式で厚真の未来を語り合う機会を設けました。それぞれスタイルは違いますが、本町として目指す15歳の姿とはどのようなものかに迫ることができる活動となっています。

② 授業づくり

平成31年度の厚真町小中一貫教育のスタートに合わせ、秋田県の探究型授業を参考にして「厚真スタイル」の授業展開を構築し、厚真町全教職員が同一のスタイルで展開する、義務教育9年間の一貫した授業を行うことができるようにしました。

a 厚真スタイルの授業の共通理解と確実な実践

令和3年度からは、厚真町教育研究所学習部会において、厚真スタイルについて共通理解を図るとともに、厚真スタイルの授業展開が示されたポスターを作成しました。町内4小・中学校すべての教室に掲示し、確実な実践を推進しています。

b 厚真スタイルの授業の研究

厚真スタイルの授業展開が単に形だけのものではなく、各教科の目標や、現在求められている教育の在り方に迫るものとして考えることができるよう、令和4年度からは単元計画の作成の仕方や対話的な学びの在り方について研修を進めています。

c 主体的・対話的で深い学びの実現を目指す探究的な学習の推進

令和4年度・5年度には、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するために、総合的な学習の時間で展開される「探究的な学習」を各教科においても実践すること、授業を「教え」から「学び」へと転換し、新しい時代を担える「自立した学習者」の育成を目指しています。

③ 英語教育

本町では、平成21年度から町内のALTを複数体制にするなどして英語教育に力を入れ、平成24年度からは小学校第1学年から英語を学べるよう教育課程の特例校の指定を受けるなど英語を軸とした小中連携を進めてきました。さらに平成27年度からは、第3学年以上に「コミュニケーション科」を設置し、教育課程の一層の充実を目指しています。

a 本町独自の教育課程の構築

社会の国際化・グローバル化が進む中で「夢や希望」をもって生き抜く素地として、義務教育を終えた段階で実践的なコミュニケーション力を中核とする英語能力を身に付けさせるため、小中一貫教育の特例を活かした、特色ある教育課程を構築しています。

【小学校】

	各教科										特別の 道徳	外国語 活動	学習の 総合的な 時間	特別 活動	ケー シヨ ン科	総 授 業 時 数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語						
1年	306		136		92 (-10)	60 (-8)	60 (-8)		94 (-8)		34	34 (+34)		34		850
2年	315		175		94 (-11)	62 (-8)	62 (-8)		97 (-8)		35	35 (+35)		35		910
3年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	35 (-35)	35	35 (+35)	980
4年	245	90	175	105		60	60		105	35 (+35)	35	0 (-35)	35 (-35)	35	35 (+35)	1015
5年	175	100	175	105		50	50	60	90	50 (-20)	35		55 (-15)	35	35 (+35)	1015
6年	175	105	175	105		50	50	55	90	50 (-20)	35		55 (-15)	35	35 (+35)	1015

* () は標準授業時数からの増減を表す

【中学校】

	各教科									特別の 道徳	学習の 総合的な 時間	特別 活動	ケー シヨ ン科	総 授 業 時 数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語					
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	120 (-20)	35	40 (-10)	35	30 (+30)	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	120 (-20)	35	55 (-15)	35	35 (+35)	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	120 (-20)	35	55 (-15)	35	35 (+35)	1015

* () は標準授業時数からの増減を表す

b ふるさと教育と連携したカリキュラムの開発

本町では、ふるさと教育を密接に結びつけ、より内容の深い「厚真の紹介」を目指した取組として「厚真PRプロジェクト学習」を行っています。本活動では、ALT（外国語指導助手）に対して、自己紹介や厚真町のよさを紹介する活動を通して、これまでに学んだ英語を活用し、実践的なコミュニケーションスキルを身に付けることを目的としています。

c CAN-DO リストの作成とコミュニケーション能力を育む英語活動の工夫

厚真町教育研究所英語教育部会において、研究協力者等の助言のもと、義務教育9年間で実践的な英語コミュニケーション能力を育むた

めの授業について研究を進めています。本町では、小学校第1学年から英語教育を取り入れており、発達段階に即した指導方法や言語活動の工夫、ALTの効果的な活用方法について研究授業を通し、授業改善を図ってきました。

また、学習指導要領と教科用図書の改訂に伴い、各単元において「外国語を使って何をできるようになるか」を示した「CAN-DOリスト」を作成しました。授業時に「CAN-DOリスト」を活用し、教師と児童生徒間で到達目標を確認することで、授業のねらいが双方とも明らかになり、内容の深い理解につなげることができています。

④ 特別支援教育

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示され、教育機関では個別の教育支援計画を作成しています。

障害のある児童生徒等は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であると指摘されています。そこで本町小中一貫教育の柱の一つに特別支援教育を取り上げ、一貫性のある支援や個々の児童生徒の実態に応じて系統的な指導が可能となる、自立活動の工夫改善を進めています。

a 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式統一化

本町小中一貫教育のスタートとともに、支援や学びの連続性・一貫性を図ることを目的に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式を統一することとしました。このことにより、各中学校区において小・中学校間のより緊密な情報の交換、進路などのきめ細やかな情報交流や引き継ぎを行うことができています。

令和3年度からは、厚真町教育研究所特別支援教育部会において、4小・中学校間で個別の指導計画を交流し、より個々の児童生徒に対して、適切な支援につながるよう研修を進めています。

b 一人一人の状況に応じた自立活動の工夫改善

令和4年度から、厚真町教育研究所特別支援教育部会として、厚真スタイルの授業を通して「つなぐ力」「拓く力」の育成を目指し、個々

の学習上または生活上の困難を克服して自立を図ることに視点を当てた授業づくりに取り組んでいます。町内4小・中学校間で実践交流を行い、児童生徒個々の理解とともに、小学校から中学校に積み重ねていかなければならない力についても研修することができています。

(3) 令和4年度厚真町小中一貫教育研究大会の実施

令和4年11月11日(金)、「自立して新しい時代を生きる力を育み、未来を語れる子の育成～「つなぐ力」「拓く力」を育む9年間の学びを通して～」をテーマとして、厚真町小中一貫教育研究大会を実施しました。町内の4小・中学校が厚真中央小学校に一堂に会し、これまでの本町の小中一貫教育の成果検証の機会として8つの研究授業公開とふるさと教育、英語教育等の部会研究を実施しました。新型コロナウイルス感染症への対策を講じた中、町内外から所員を含め140人の参加がありました。特に部会研究では、胆振教育局や北海道特別支援教育センターからの助言者をはじめとする、町外の教育関係者からたくさんの貴重な意見をいただくことができました。

2 厚真町小中一貫教育に関わる取組の達成状況について

(1) 目指す子ども像「厚真の未来を語れる子」の育成について

平成31年度・4年度の全国学力・学習状況調査から見る目指す子ども像の達成状況

① 児童・生徒質問紙による肯定的な回答の割合

※「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」

「どちらかといえば、当てはまらない」「当てはまらない」から選択

※同一集団による経緯

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」

【平成31(令和元)年・4月 児童質問紙】

質問項目	厚真町	北海道 (公立)	全国 (公立)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある	43.3	49.6	54.5

(数値は「%」を表しています)

【令和4年・4月 生徒質問紙】

質問項目	厚真町	北海道 (公立)	全国 (公立)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある	29.6	37.0	40.7

(数値は「%」を表しています)

【令和4年・12月 (厚真町小中一貫教育研究大会実施後)】

質問項目	厚真町	北海道 (公立)	全国 (公立)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある	72.0	37.0	40.7

(数値は「%」を表しています)

※【令和4年・12月】は、12月に厚真町立中学校2校にて実施

(2) 厚真スタイルの授業について

① 各校の児童生徒アンケートによる肯定的な回答の割合

※「とてもそう思う」「だいたいそう思う」「あまり思わない」「ぜんぜん思わない」から選択

- a 「課題とまとめを書いていたか」
- b 「振り返りの時間が設定されていたか」

【令和3年・8月】

質問項目	厚真町立小学校	厚真町立中学校
課題とまとめを書いていたか	99.3	92.4
振り返りの時間が設定されていたか	97.3	88.9

(数値は「%」を表しています)

【令和4年・8月】

質問項目	厚真町立小学校	厚真町立中学校
課題とまとめを書いていたか	97.9	89.7
振り返りの時間が設定されていたか	96.8	88.2

(数値は「%」を表しています)

3 主な質疑・意見

① 特別支援学級の子どもの数の推移と対応について

- ・科目によって全員で違うクラスで受けることや、特別支援学級に行くことはあり得るのか。
- ・家庭と教育と福祉、この三方向からアプローチできているのか。
- ・支援学級から通常学級へ戻る場合、また、小学校は支援学級だったが中学校では通常学級に入る場合、どのようなケアや対応がされているのか。
- ・小学校で特別支援学級に通っていた児童が中学校に上がる段階で、自分の意思で通常学校に戻る、もしくは通常学校に戻って支援員を付ける、もしくは通常学級に戻って通級に通うという選択をしているため人数が減っているのか。

② 不登校・別室登校の子どもの数の推移と対応について

- ・不登校の要因として、ネグレクトや暴力等の把握されているのか。
- ・保健室登校の数は入っているのか。
- ・不登校の児童に対する対応を決める組織や委員会、またはガイドラインのようなものがあるのか。
- ・不登校になった子どもたちが通常学級に戻れたという事例はあるのか。

③ いじめ対策について

- ・加害者の保護者に対して、何か指導や支援をする場合はどこが主体となっているのか。
- ・いじめ対策の権限を教育委員会に持たせて、加害者児童を登校させないというような処置を取る自治体もあるようだが、町としてそのような方向性は考えているのか。
- ・休み時間や放課後等において、教師が子どもの様子に目を配ったり、家庭訪問や個人面談等を行っているのか。

④ 小中一貫教育の実施について

- ・柱の一つである英語教育の中で、イングリッシュキャンプの取り組みをどのように位置付けているのか。
- ・イングリッシュキャンプを経た児童たちにどのようになってほしいという考えのもと行われているのか。
- ・特別支援の児童が町内の学童保育に通う際、支援員のサポートが手薄であるために近隣町に通りサービスを受けているという現状をどの様に把握をして、今後どうしていかなければならないと考えているか。

令和5年8月28日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所管事務調査報告書

令和5年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る7月23日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

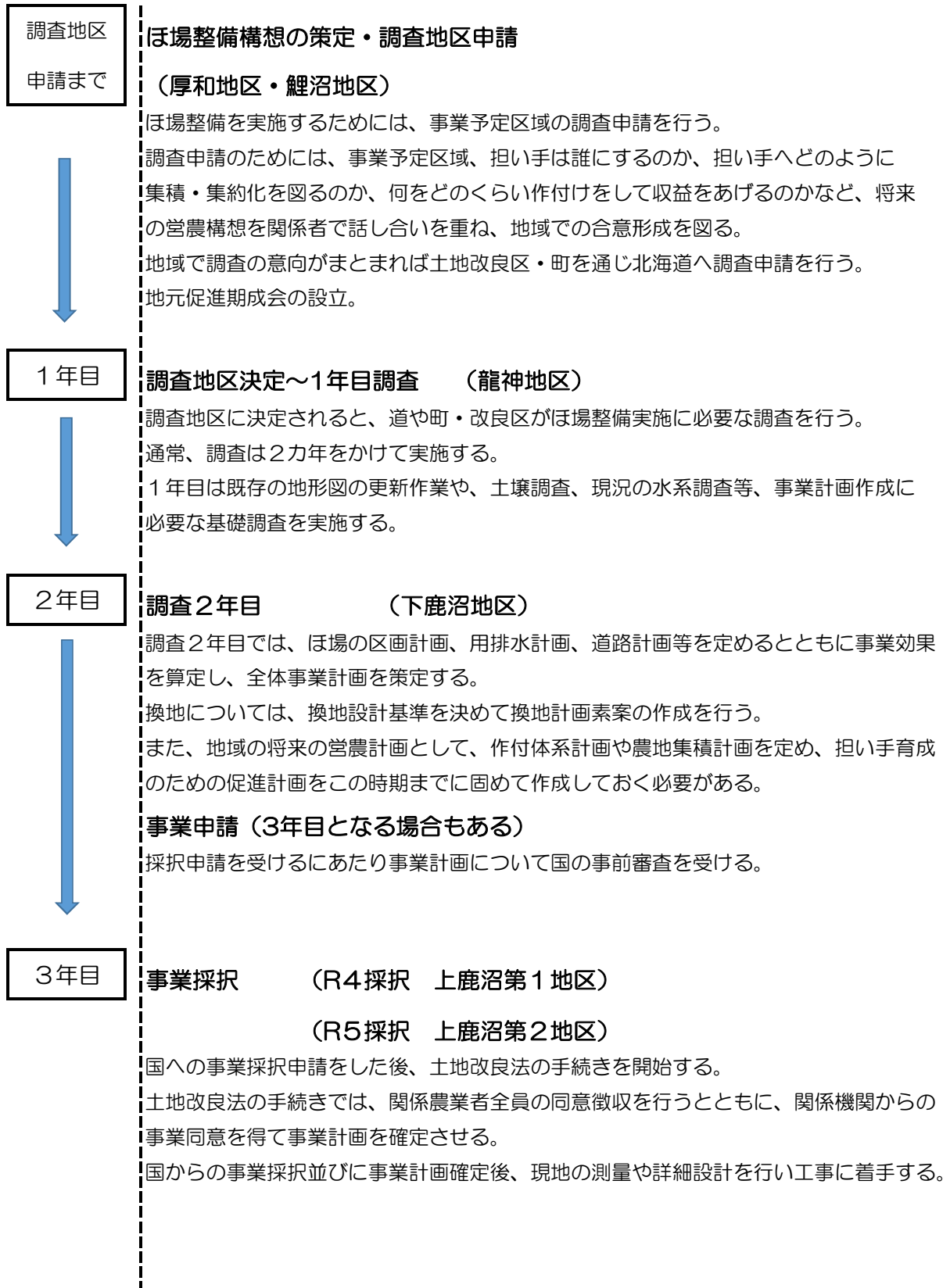
- ① 基盤整備事業（厚南地区、幌里地区）の進捗状況について
- ② 町道（砂利道）の補修について

2 主な説明内容

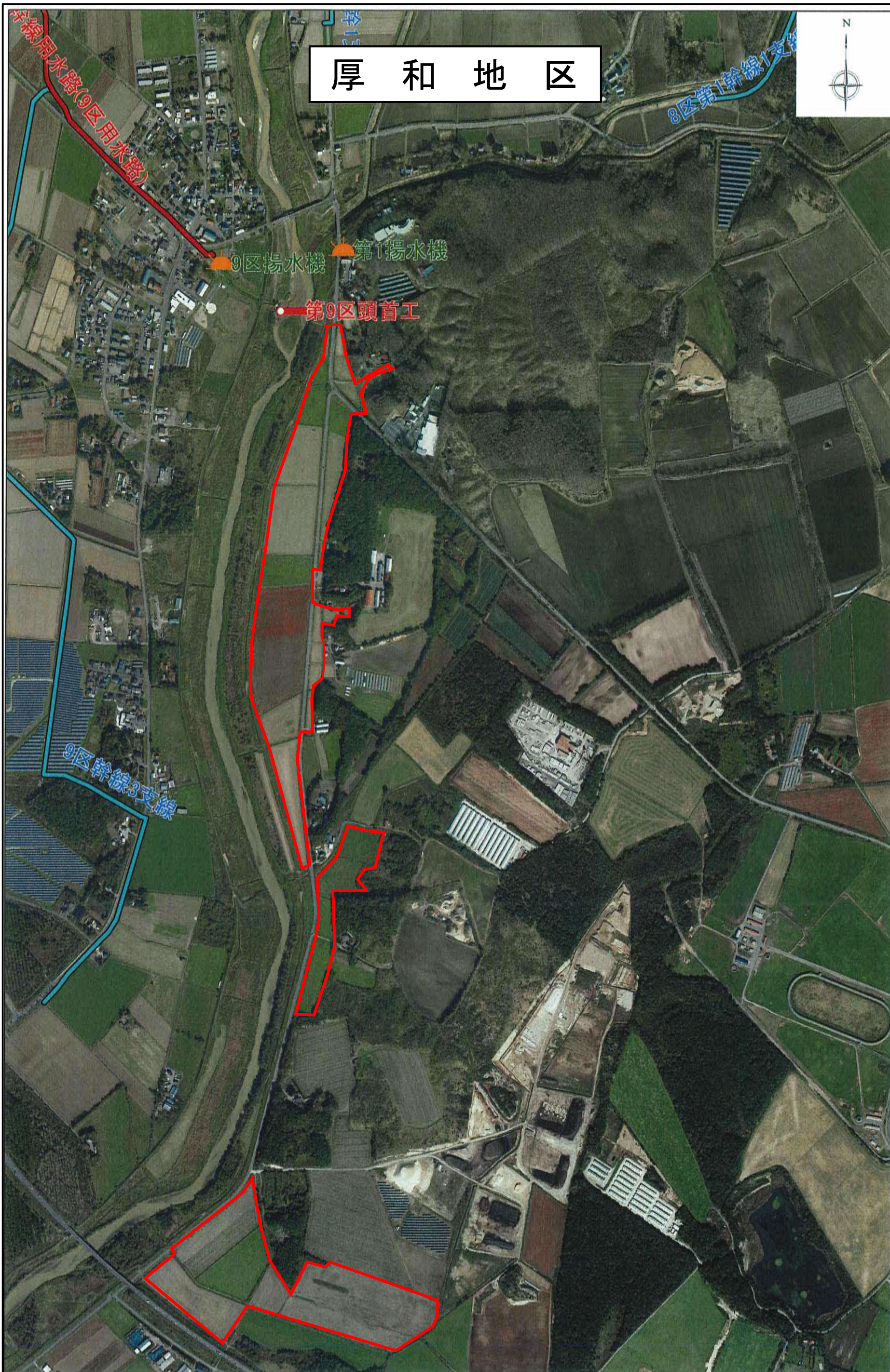
基盤整備事業説明会等開催状況

令和3年12月21日	下鹿沼地区期成会設立総会
令和4年 4月11日	第1回 龍神地区事業制度説明会
令和4年 6月27日	第2回 龍神地区事業制度説明会
令和4年 8月10日	下鹿沼地区期成会先進地視察研修
令和4年12月19日	第3回 龍神地区事業制度説明会
令和5年 2月 9日	第1回 厚和地区事業制度説明会
令和5年 2月10日	幌里地区事業制度説明会
令和5年 2月15日	第1回 鯉沼地区事業制度説明会
令和5年 2月27日	第1回 9区下流地区事業制度説明会
令和5年 4月13日	第2回 9区下流地区事業制度説明会
令和5年 4月19日	龍神地区期成会設立総会
令和5年 4月20日	第2回 厚和地区事業制度説明会
令和5年 7月 4日	上鹿沼地区期成会通常総会
令和5年 7月 5日	龍神地区期成会通常総会
令和5年 7月 6日	下鹿沼地区期成会通常総会

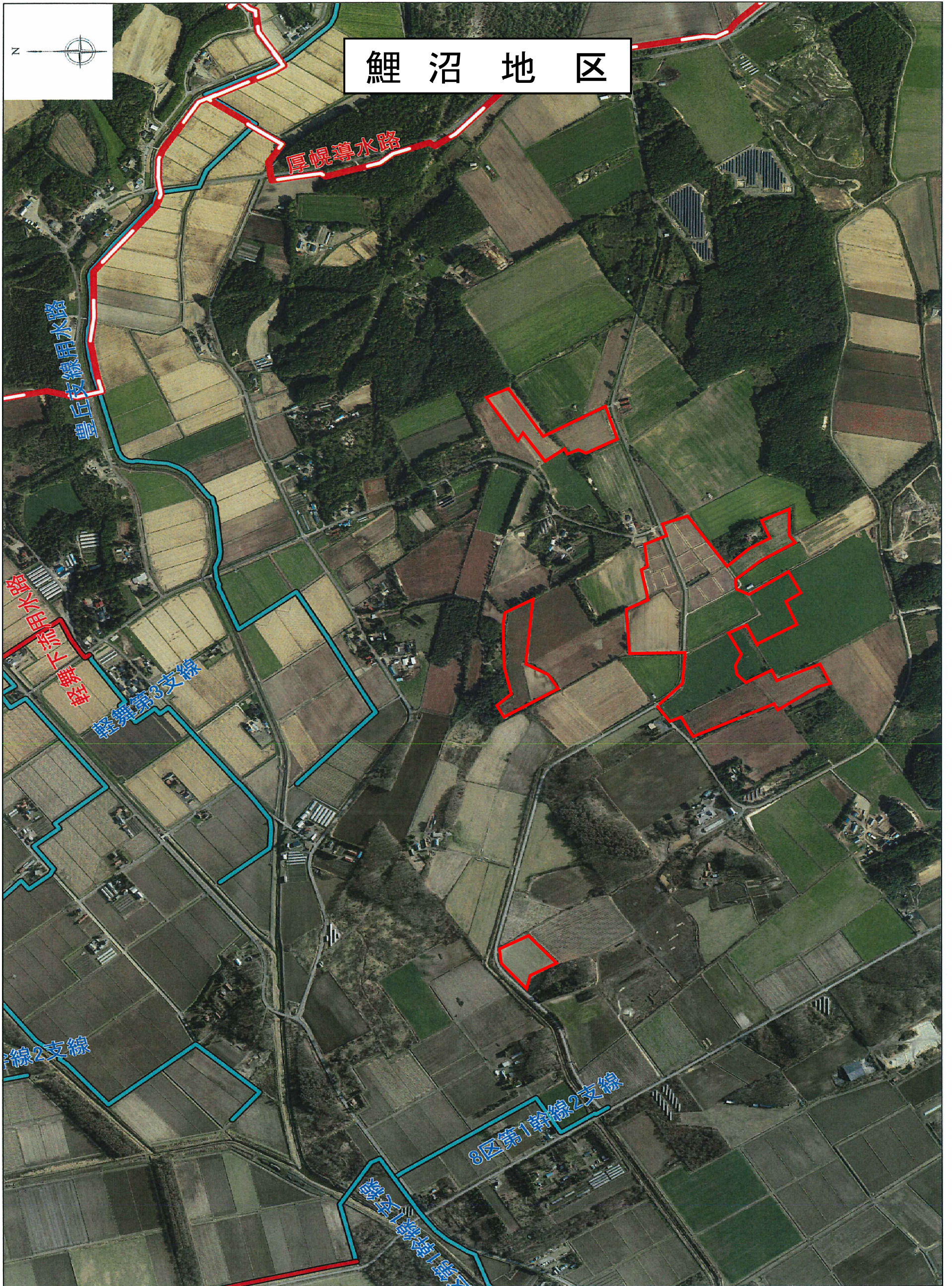
事業採択までの流れ



厚和地区



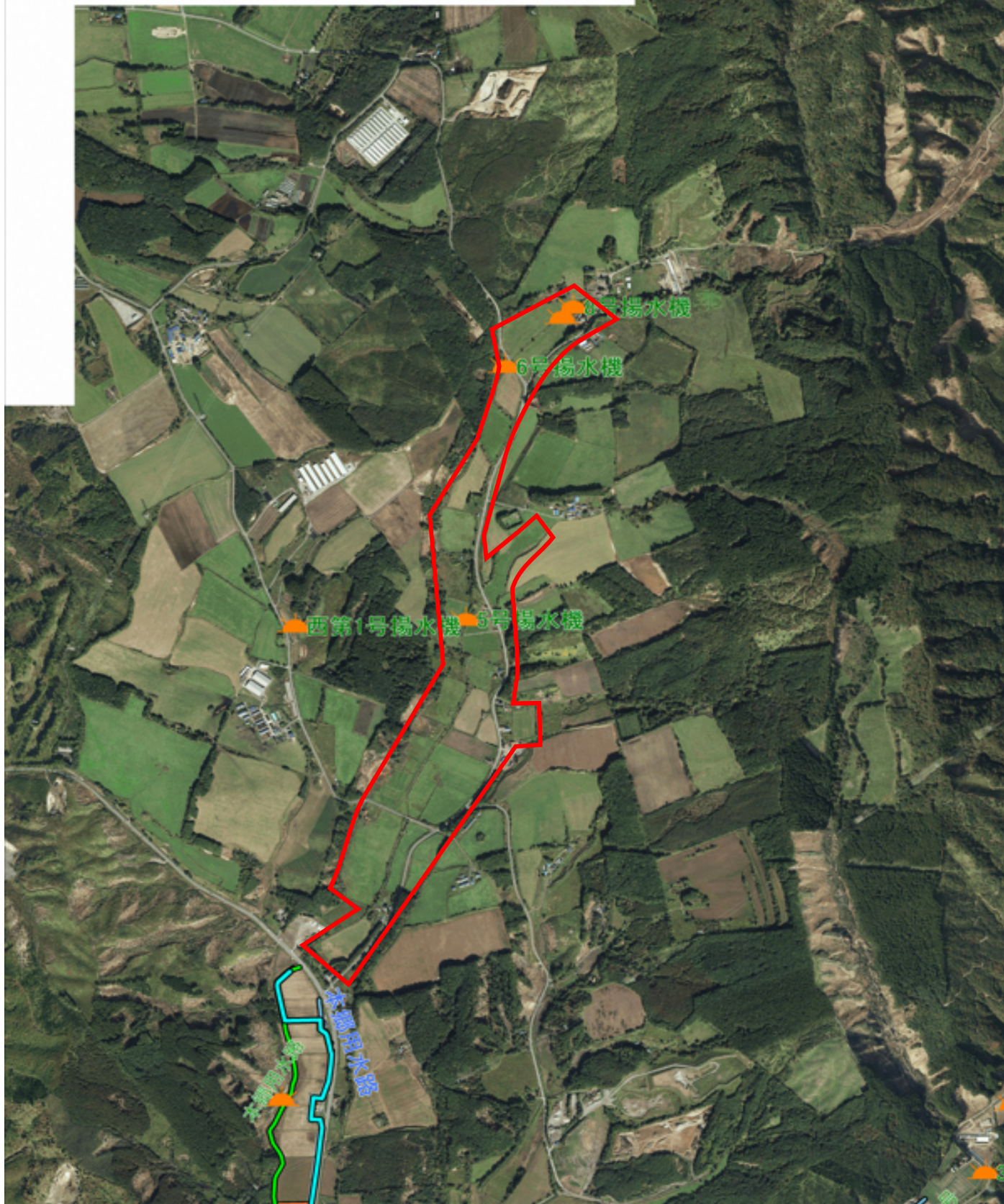
縮尺:1/15000





縮尺:1/15000

幌里地区



② 町道（砂利道）の補修について

1. 町道（砂利道）の概要

(1) 町道実延長 $\Sigma L = 253.6 \text{ km}$ (272路線)

内、砂利道区間 $L = 76.9 \text{ km}$ (104路線)

(2) 委託補修体制

- ・町内業者により業務委託単価契約を締結
- ・雪解けに合わせ、職員により道路パトロールを実施し、補修箇所を把握
- ・春季（6月頃）、冬季（12月頃）に補修を実施

2. 町道（砂利道）の補修実績について

補修概要

- ・グレーダによる路面整正
- ・ダンプによる砂利敷均し
- ・補足砂利の充填

①補修に要する費用の変遷

(千円)

実施年次	令和4年度	令和3年度	令和2年度
路面整正	1,026	1,144	1,153
敷均し	867	888	934
補足材充填	2,075	2,334	2,476
合計	3,968	4,366	4,563

②補修実績数量

実施年次	令和4年度	令和3年度	令和2年度
路面整正	29.4	32.8	33.0
敷均し	29.4	32.8	33.0
補足材充填	629	707	750

令和4年度実績

- ・延べ38路線

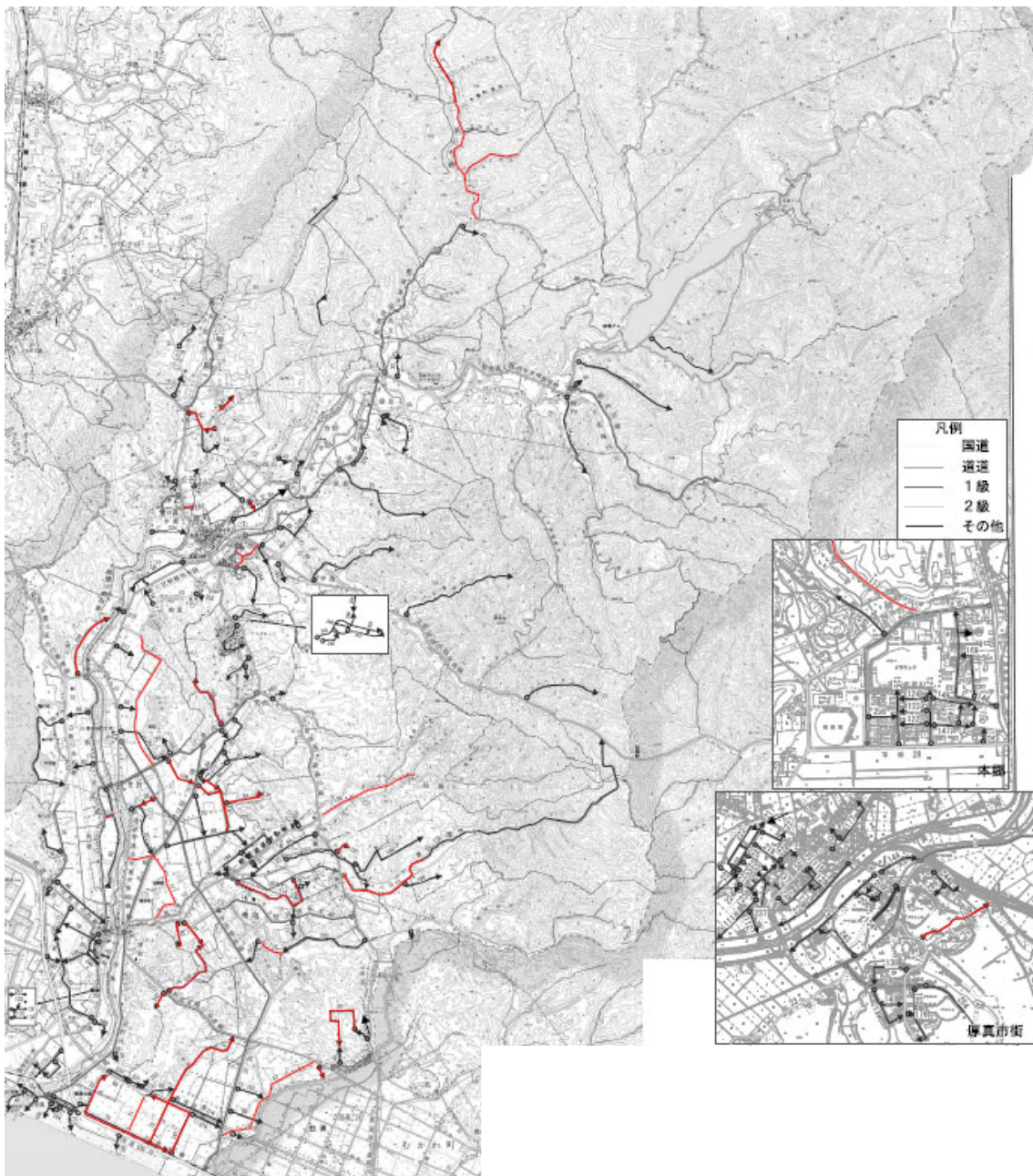
補足材単価

・3,300円/m³(税込み)

・職員による道路パトロールのほか、地区巡回及び町民からの情報提供により、対象路線の利用状況を鑑み、補修箇所を選定している。

・変状、損傷が小さい段階で対応することにより、経費の縮減に努めている。

3. 令和4年度 町道（砂利道）補修実施箇所



- ・ 令和4年度の町道（砂利道）補修箇所は、延べ38路線
- ・ 道路パトロール結果に基づき、補修箇所を選定している。

3 主な質疑・意見

① 基盤整備事業（厚南地区、幌里地区）の進捗状況について

- ・基盤整備の事業計画が採択されている箇所について、水活の5年に1回の水張りは、基盤整備を行う前提で工事が始まるまでしなくても良いと聞いているが、どのような流れになるのか。
- ・第一ダムは撤去ではなくダムとしての機能は果たさないが、景観維持のための工事をするのか。
- ・9区下流は一部で賛同がないようだが、令和6年度の期成会設立の計画は賛同が得られる見込みはあるのか。

② 町道（砂利道）の補修について

- ・補修改正で町内業者と業務委託単価契約をしているが、工事そのものを業者指定しているのか。
- ・補修の際はその都度、見積りを取って業者決定という形になるのか。
- ・補修作業後に雨が降り、穴になっている箇所が見受けられるが、点検は実施しているのか。

報告第2号

委員会調査報告について

北海道胆振東部地震復興特別委員会から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和5年9月12日提出

厚真町議会議長 渡部孝樹

令和5年8月28日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

北海道胆振東部地震復興特別委員長 伊藤 富志夫

委員会調査報告書

令和5年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た委員会調査について、去る7月23日、8月2日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

令和5年7月23日、8月2日

2 調査事件

令和5年7月23日

(事務調査)

① 新町災害公営住宅の被害について、その対策について

(現地調査)

① 新町災害公営住宅

令和5年8月2日

(事務調査)

① 新町災害公営住宅の被害について、その対策について

2 主な説明内容

1. 新町災害公営住宅の概要

団地名：新町のぞみ団地

竣工：令和2年10月22日

構造規模：木造平屋長屋形式（2LDK）－4棟16戸

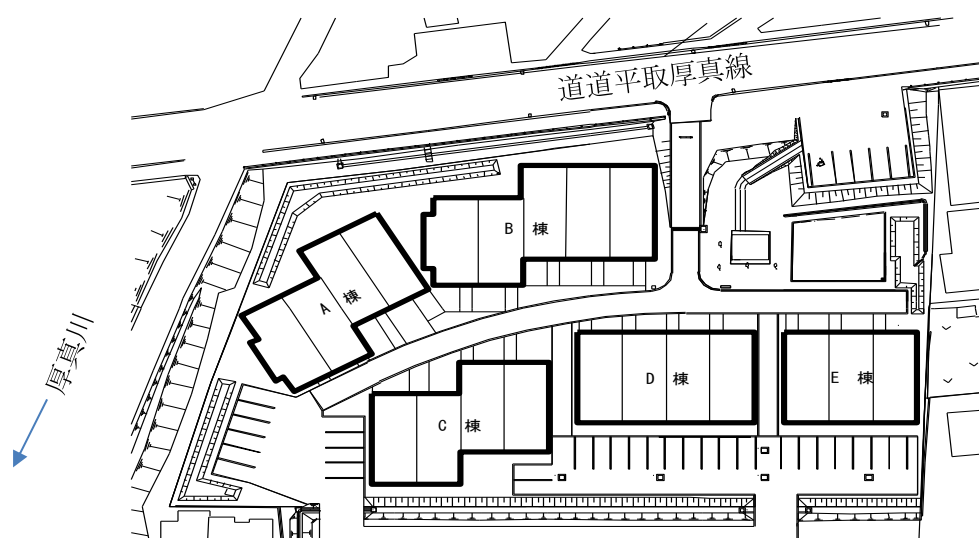
木造2階建長屋方式（3LDK）－1棟4戸

北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針に基づき設計施工

工事費：373,213千円

入居世帯数：20世帯

新町のぞみ団地平面図



2. 被害の状況と対応の経過

- (1) 令和3年1月下旬から2月中旬の暖気と降雨により、融雪水が裏口ポーチに流入、また凍上により玄関スロープの平板舗装に不陸が生じた。

対応)

ポーチ外側の地盤面切下げ、またはポーチ外縁に浸透砂利を敷設。更に雨だれの跳ね返り防止のため裏口に建具、雨樋を設置。

平板舗装の凍上不陸対策として平板の路盤下に断熱材を敷設。

- (2) 雨漏りが3棟6戸で発生した。

対応)

屋根の板金接合部や窓枠のシーリングを施工者による手直しで対応済み。

冬期のすが漏りが原因のA,B棟について、防水塗装を計画。

- (3) 令和4年8月15日の大雨により、地下水が上昇し、住宅基礎ピットに地下水が侵入した。

対応)

地下水の上昇を抑制するため、浸透池を掘り下げ浸透力の向上を図っているが、抜本対策として流末排水の整備を計画。

- (4) ボイラー設備の不調が6件発生。

対応)

ボイラー設備の一斉点検を実施済み。

3. 入居者との意見交換

- (1) 令和4年7月24日 出席者 入居者：14名、町：建築住宅G

主な内容) 住宅周辺の草刈り、菜園の排水改善について

- (2) 令和4年9月4日 出席者 入居者：18名、町：建築住宅G

主な内容) 8月15日の地下水浸水、雨漏り対策について

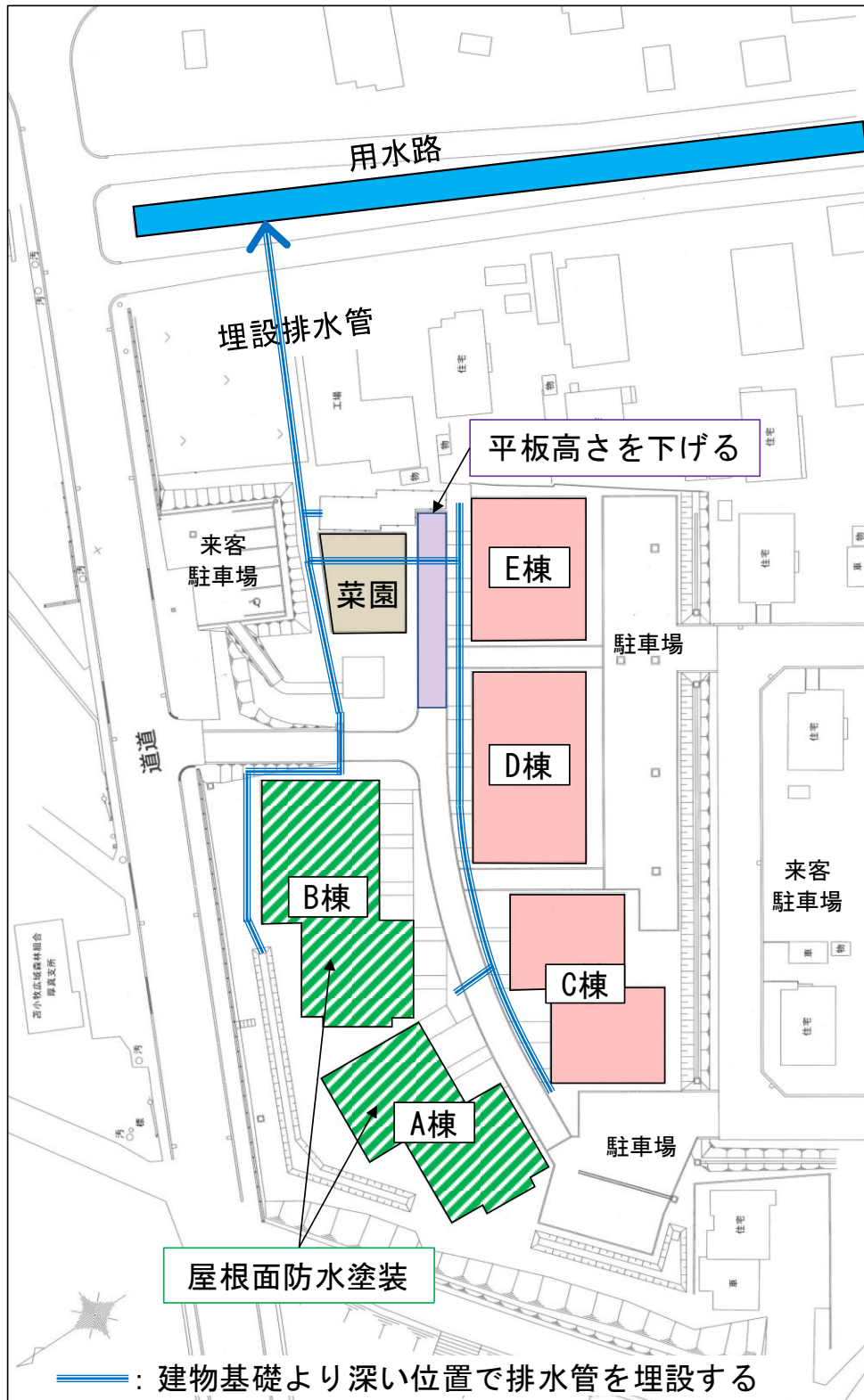
- (3) 令和5年5月14日 出席者 入居者：17名、町：町長、都市施設G

主な内容) 排水対策、雨漏り、ボイラー設備の不調について

- (4) 令和5年7月9日 出席者 入居者：9名、町：町長、都市施設G

主な内容) 排水対策、雨漏り、ボイラー設備の点検について再説明

公営住宅維持補修事業



【新町のぞみ団地 配置図】

公営住宅維持補修事業



【イメージ図】

1. 新町災害公営住宅の概要

団地名：新町のぞみ団地

竣工：令和2年10月22日

構造規模：木造平屋長屋形式（2LDK）－4棟16戸

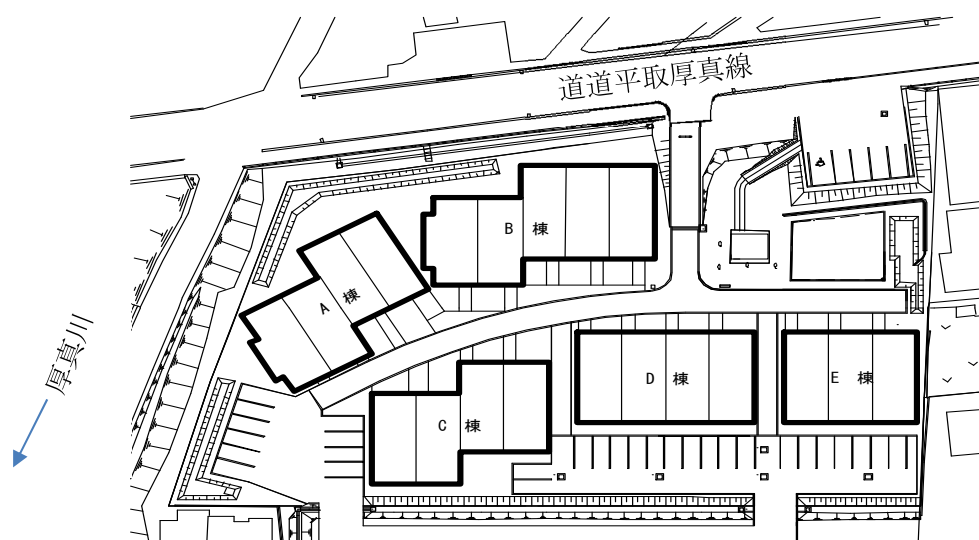
木造2階建長屋方式（3LDK）－1棟4戸

北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針に基づき設計施工

工事費：373,213千円

入居世帯数：20世帯

新町のぞみ団地平面図



2. 被害の状況とその対策

- (1) 令和3年1月下旬から2月中旬の暖気と降雨により、融雪水が裏口ポーチに流入、また凍上により玄関スロープの平板舗装に不陸が生じた。

対応済み)

ポーチ外側の地盤面切下げ、またはポーチ外縁に浸透砂利を敷設。更に雨だれの跳ね返り防止のため裏口に建具、雨樋を設置。

- (2) 雨漏りが3棟6戸で発生した。

対応済み)

屋根の板金接合部や窓枠のシーリングを施工者による手直しで対応。

今後の対策)

冬期のすが漏りが多発した A,B 棟について、再発防止のため屋根面の防水塗装を計画する。

- (3) 令和4年8月15～16日の大雨により、地下水が上昇し、住宅基礎ピットに水が侵入した。

対応済み)

地下水の上昇を抑制するため、浸透池の掘り下げを実施済み

今後の対策)

抜本対策として暗渠排水及び流末排水の整備を計画。その他表面排水対策として、通路部の一部を切り下げ計画。

- (4) ボイラー設備の不調が6件発生。

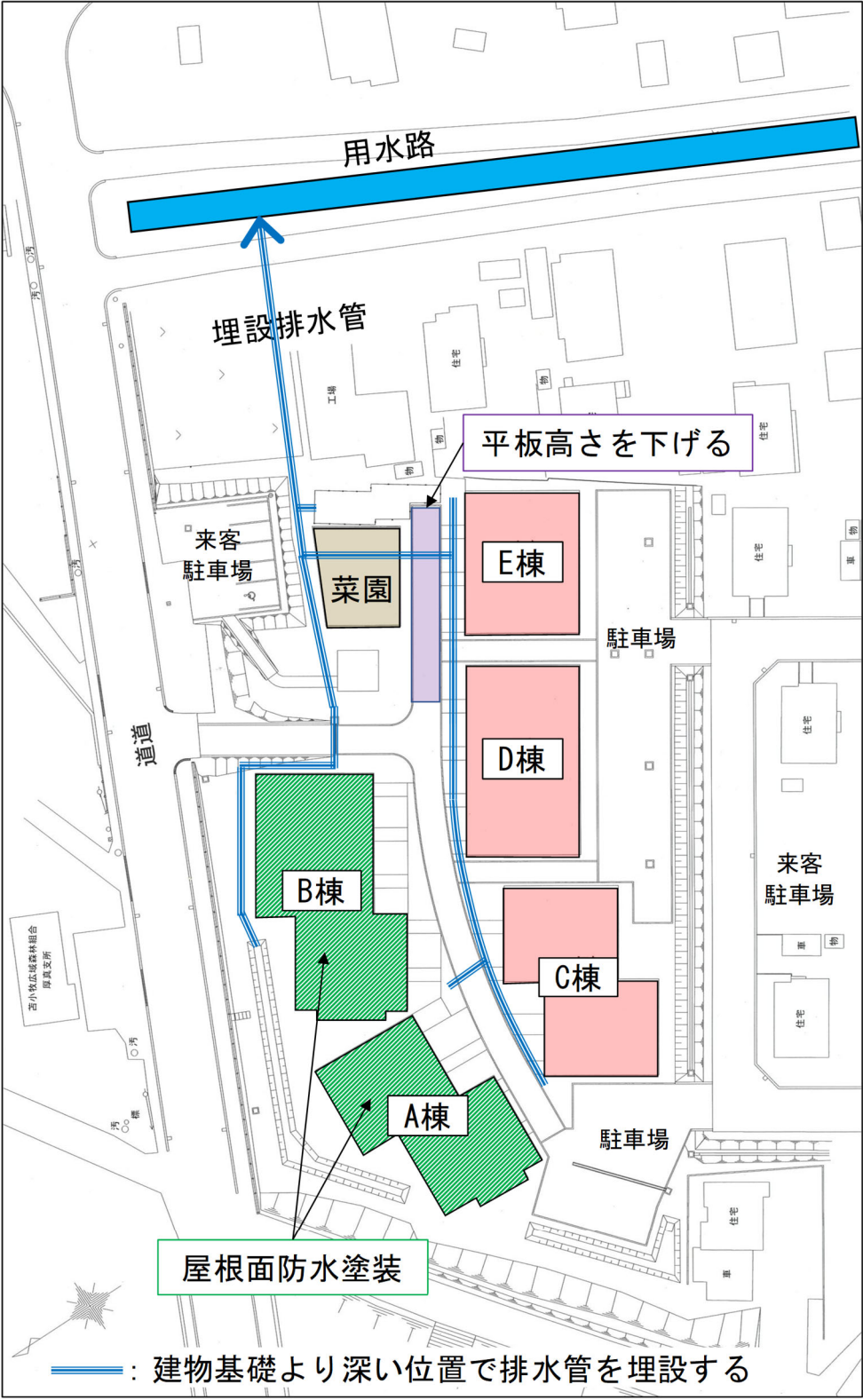
対応済み)

ボイラー設備の一斉点検を実施済み。

今後の対策)

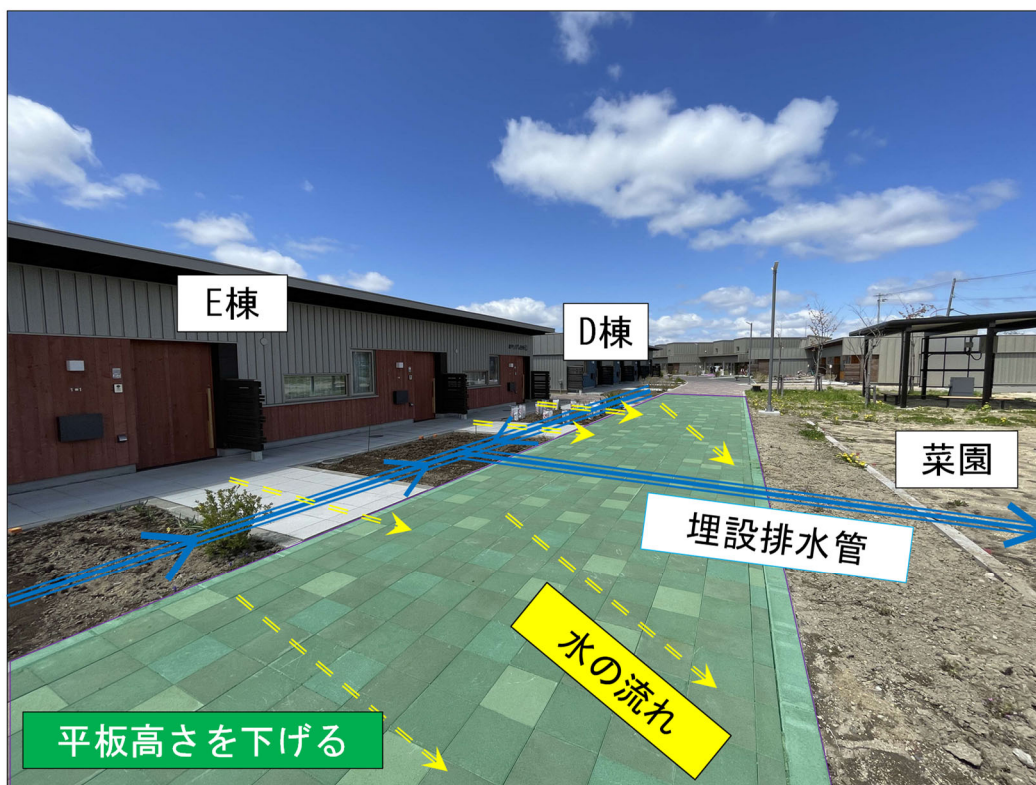
冬季前に床暖房の試運転により正常確認する。

公営住宅維持補修事業



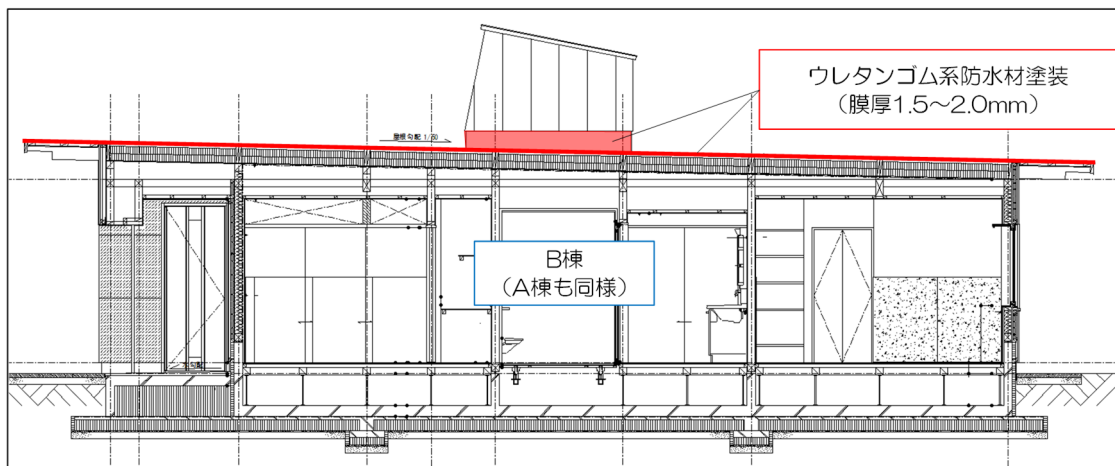
【新町のぞみ団地 配置図】

公営住宅維持補修事業

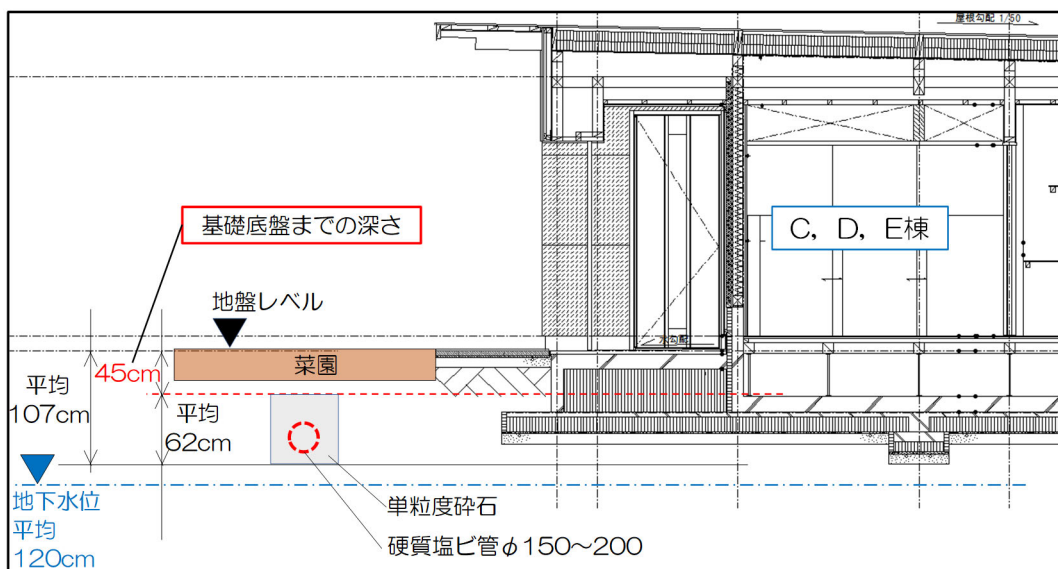


【イメージ図】

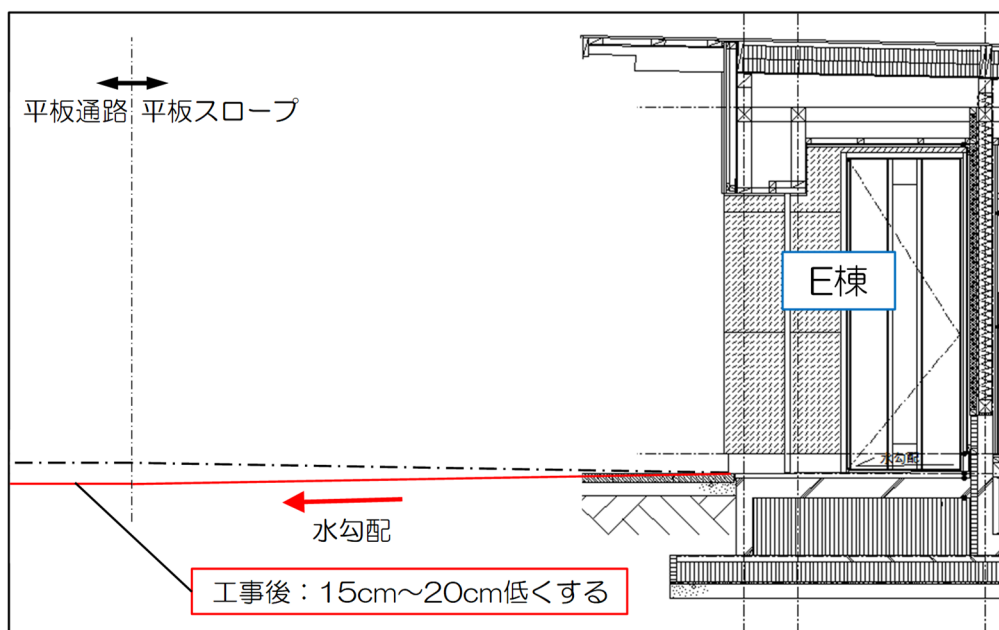
防水塗装断面図



暗渠排水断面図



通路切下げ断面図



3 主な質疑・意見

①新町災害公営住宅の被害について、その対策について

- ・入居されている方々の中で、他の所に移りたい方はいたのか。
- ・凍上により玄関スロープの平板舗装に不陸が生じたとあるが、平板舗装だけの不陸だったのか、それともその施設全体的な不陸の可能性は無いのか。
- ・除雪の為にトラックが入れないので木とベンチの移設を考えていただけなのか。
- ・屋根のペンキ塗りとコーティングだけで何年もつのか、また他の棟は一緒にしないのか。
- ・屋根の雪下ろしは、入居者の方がされるのか。
- ・確認作業は、入居者からの意見を聞きながら行うのか。
- ・入居者はとても不安に思っているなので、今後は不安の無いようにお願いしたい。
- ・暗渠排水、流末処理の処置や対策について、改良区と話しているのか。
- ・第三者機関、施工不良等の確認を依頼するというような考えはあるのか。
- ・今後の改修工事の中で街路灯の移設も考えているようだが、移設することによって支障は出ないのか。

報告第3号

総務文教常任委員会付託事件審査報告について

総務文教常任委員長から、別紙のとおり付託事件審査の報告があったので提出する。

令和5年9月12日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

令和5年7月31日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

請願の審査結果報告書

本委員会に付託された下記の請願についての審査結果を、厚真町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1 付託年月日 令和5年6月14日

2 付託事件

再審法（刑事訴訟法の再審規程）の改正を求める意見書

3 請願者の住所及び氏名

苫小牧市末広町1丁目13-13 苫小牧地区労連内
日本国民救援会苫小牧支部 支部長 日下 兼夫

4 審査の結果

採択すべきものと決定

5 審査の経過

令和5年6月14日に付託された本陳情については、去る7月31日に本委員会を開催し、陳情者である日本国民救済会苫小牧支部から支部長を参考人として出席を求め、陳情内容の趣旨及び内容等について事情を聴取するなど慎重に審議を行った。

その結果、審査にあたっては、提出された書面に基づき各委員の意見を求め、その後、討論、採決を行い、本委員会としては、本陳情を採択すべきものと決定した。

各委員からは、再審法の改正の運動については長い期間運動がされてきており2から3年前に改正の機運が高まったけれども改正されなかったという経緯があるので、ことを踏まえてもっと具体的に、弁護士側が望んだ部分だけの開示や、望んでいることが取りやすいような意見書にしていくのもいいのではないかとの意見もあり、本陳情を採択すべきものと決定した。

報告第4号

財政援助団体等に関する監査の結果報告について

監査委員から、財政援助団体等に関する監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年9月12日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

厚 監 査 号
令和5年8月28日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

財政援助団体等に関する監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度に係る財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告する。

財政援助団体等に関する監査

第1 監査の概要

1 監査実施団体及び財政的援助等の種目

単位:円

監査実施団体名	財政的援助等の種目	補助金等
厚真町食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会補助金	250,000
日本水難救済会浜厚真救難所	日本水難救済会浜厚真救難所補助金	400,000
ランタン祭り実行委員会	ランタン祭り実行委員会運営費補助金	550,000
厚真町道路愛護組合	道路愛護組合活動費補助金	160,000
幌内活性化委員会	幌内活性化委員会補助金	30,000
厚真町中学校体育連盟	中学校体育連盟補助金	134,000
厚真町学校保健会	学校保健会補助金	86,000
厚真町体育協会	体育協会補助金	200,000

2 監査の実施時期

令和5年7月24日(月) 1日間

3 監査の対象事項

補助金等の交付目的、金額、時期、方法、交付申請手続き及び補助事業の執行状況、会計経理の処理状況について監査を行った。

4 監査の実施方法

平成4年度の財政援助団体より抽出し、事業実績報告書及び収支決算書の提出と補助金等の交付申請書、指令書などの関係書類の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査した結果、上記の団体に交付された補助金等は適正に処理され、適切に執行されているものと認める。

第3 指摘事項等(共通)

- ・特になし

報告第5号

定期監査の結果報告について

監査委員から、定期監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年9月12日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

厚 監 査 号
令和5年8月28日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博
「公印省略」

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり報告する。

定 期 監 査

第1 監査の概要

1 監査の実施時期

令和5年5月30日から8月8日まで（うち5日間）

2 実施した監査の種類（令和4年度執行分）

(1) 保育所監査（監査実施日：5月30日）

宮の森こども園

(2) 工事監査（監査実施日：6月27日、6月28日）

総務課所管

- ・避難所標示看板設置工事
- ・浜厚真防災カメラ用自営光ケーブル敷設工事
- ・浜厚真防災カメラ設置工事

住民課・

- ・宮の森こども園ゼロカーボン・モビリティ設備工事

まちづくり推進課所管

産業経済課所管

- ・エネルギー6次産業化発電設備等設置工事
- ・厚真町最先端デジタル園芸施設設置工事
- ・公共牧場ウッドデッキ等設置工事

建設課所管

- ・災害公営住宅浸透池改修工事

生涯学習課所管

- ・厚真中学校陸上グラウンド整備工事
- ・厚真町学校給食センター厨房用天吊型エアコン取付工事
- ・厚真町学校給食センターアレルギー室増設工事

(3) 財務事務及び備品監査（監査実施日：7月24日）

ア 財務事務：事務執行状況の確認

総務課

- ・ふるさと納税事務委託料

まちづくり推進課

- ・情報発信番組制作委託料
- ・関係人口創出業務委託料
- ・ゼロカーボン・ビレッジ構築計画作成委託料
- ・調査設計委託料
- ・ローカルベンチャー推進事業委託料

住民課

- ・宮の森こども園魅力化指導委託料
- ・廃棄物処理委託料

産業経済課

- ・被災地町有林造林事業委託料

建設課

- ・宅地耐震化推進事業調査設計委託料
- ・地方公営企業会計法適用移行委託料
- ・実施設計委託料

生涯学習課

- ・ふるさと教育推進業務委託料

イ 備品：令和4年度取得備品の確認

(4) 学校監査（監査実施日：8月8日）

小学校 厚真中央小学校

中学校 厚真中学校

3 監査の対象事項

施設及び備品の管理状況及び財務に関する事務処理の確認、また、工事関係は、着工から完成までの事務処理と現地について監査を行った。

4 監査の実施方法

監査対象となっている関係諸書類の提出と財務関係の諸台帳及び諸帳簿の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

施設及び備品の管理状況、財務事務の執行状況、工事の執行及び現地の状況について監査した結果、適正であると認める。

第3 指摘事項等（共通）

（保育所監査）

・特になし

（工事監査）

・特になし

（財務事務及び備品監査）

・特になし

（学校監査）

・特になし

報告第6号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和5年9月12日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

厚 監 査 号
令和5年 8月24日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和4年度5月分と令和5年度5月分・6月分・7月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。